



過酸化水素（試薬）

JIS K 8230 : 2016

(JRA/JSA)

平成 28 年 3 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	田 中 龍 彦	東京理科大学
(委員)	今 井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	嘉 藤 錠	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉 品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会
	小 森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会
	齊 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	一般社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	中 島 真 理	株式会社ブリヂストン
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学
	山 崎 初 美	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 25.7.25 改正：平成 28.3.22

官 報 公 示：平成 28.3.22

原案作成者：一般社団法人日本試薬協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル TEL 03-3241-2057)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会（委員会長 田中 龍彦）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類	3
4 性質	3
4.1 性状	3
4.2 定性方法	3
5 品質	3
6 試験方法	3
6.1 一般事項	3
6.2 濃度 (H_2O_2)	4
6.3 蒸発残分	4
6.4 酸 (H_2SO_4 として)	4
6.5 塩化物 (Cl)	5
6.6 りん酸塩 (PO_4)	6
6.7 硫酸塩 (SO_4)	6
6.8 窒素化合物 (N として)	7
6.9 銅 (Cu), 鉛 (Pb) 及び鉄 (Fe)	10
7 容器	13
8 表示	13
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	14
解 説	16

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本試薬協会（JRA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 8230:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成28年9月21日までの間は、工業標準化法第19条第1項等の関係条項の規定に基づく JISマーク表示認証において、**JIS K 8230:2006** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

過酸化水素（試薬）

Hydrogen peroxide (Reagent)

H_2O_2 FW: 34.01

序文

この規格は、1983年に第1版として発行された ISO 6353-2:1983, Reagents for chemical analysis—Part 2: Specifications—First series R 14 Hydrogen peroxide を基とし、技術の進歩を反映し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、試薬として用いる過酸化水素¹⁾について規定する。

注¹⁾ 別名 過酸化水素水（30%）

警告 1 過酸化水素は劇物のため、目、粘膜及び皮膚に付着しないようにする。

警告 2 この規格に基づいて試験を行う者は、通常の実験室での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関連して起こる全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、SDS（安全データシート）、MSDS（化学物質等安全データシート：**JIS Z 7250** は2012年に廃止され、**JIS Z 7253** に移行。**JIS Z 7250:2010** に従ってよい猶予期間は2016年まで）などを参考にして各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 6353-2:1983, Reagents for chemical analysis—Part 2: Specifications—First series R 14 Hydrogen peroxide (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS H 6202 化学分析用白金皿

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0067 化学製品の減量及び残分試験方法

JIS K 0113 電位差・電流・電量・カールフィッシャー滴定方法通則

JIS K 0115 吸光光度分析通則